

市有施設自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

宍粟市内の各市有施設における自家用電気工作物保安管理業務について、次の仕様により業務を行うものとする。

1. 業務名

市有施設自家用電気工作物保安管理業務

2. 履行場所及び設備容量等

別表「施設一覧」及び別紙2「位置図」のとおりとする。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 保安管理業務の内容

- (1) 自家用工作物の点検、測定及び試験は原則として、別紙1「自家用電気工作物保安管理業務の細目及び基準」のとおり行うこと。
- (2) 事故・故障等の発生時は、昼夜問わず24時間対応を行うものとし、2時間以内に各現場に到着し対応すること。
- (3) 電気主任技術者変更に伴う経済産業省への申請・届出
 - ア 契約が締結された場合の経済産業省への申請・届出は、委託期間に合わせて、受注者の責任において保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安管理規定届出書を作成し、経済産業省に提出するものとする。なお、受注者が引き続き前年度と同一の者である場合にはこの申請・届出は必要ないものとする。
 - イ 申請・届出に係る費用は、本業務委託料に含むものとする。

5. 受注者の資格及び要件

- (1) 個人事業者の場合
 - ア 電気事業法施行規則第52条第2項第1号に定める要件を満たす者であること。
 - イ 受注者は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、電気事業法施行規則の要件を満たす者の中から、本業務を代行する代行者を選任すること。
- (2) 法人の場合
 - ア 電気事業法施行規則第52条第2項第2号に定める要件を満たす者であること。
 - イ 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

6. 点検報告

(1) 月次点検、年次点検の報告書を作成し、提出すること。

※隔月点検の施設は報告書の提出も隔月とする

(2) 平成 15 年経済産業省告示第 249 号第 4 条の 8 に規定する要件を満たすことにより、月次点検の頻度を隔月 1 回以上とすることができる。その場合、絶縁状態の的確な監視が可能な装置を受注者の負担にて必ず設置すること。

7. 記録の保存

保安管理業務の記録等は、3 年間保存すること。

8. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定する。

自家用電気工作物保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が実施する保安管理業務は次によるものとする。

- ア 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- イ 工事期間中は、適正な点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。
- ウ 竣工検査に関して、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認すること。
- エ 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合の恐れがあると判断したときは、とるべき措置及びとらなかった場合に生じると考えられる結果について発注者に報告するとともに修理、改造を指示又は助言すること。
- オ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- カ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又はその従事者から受けた場合は、受注者が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、電気事故発生の場合は、適切な応急措置を指示するとともに、必要に応じ臨時点検を行い、事故の原因を究明し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者が発注者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- キ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査(以下「官庁検査」という。)に立ち合うこと。
- ク 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか年次点検の際に確認を行うこと。
- ケ その他保安規程に定められている事項

(2) 点検の種類・頻度

- ア 月次点検・・・点検頻度は、経済産業省「告示第249号」に基づくものとする。
- イ 年次点検・・・点検頻度は、1年に1回以上行うものとする。
- ウ 臨時点検・・・必要の都度実施するものとする。
- エ 工事期間中の点検・・・毎週1回以上行うものとする。

(3) 月次点検の要件

- 1 外観点検を(ア)に掲げる項目について、(イ)に掲げる設備等を対象として行う。

(ア) 点検項目

- ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- ② 電線と他物との離隔距離の適否
- ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- ④ 接地線等の保安装置の取付け状態

(イ) 対象設備等

- ① 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- ② 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- ③ 受・配電盤
- ④ 接地工事（接地線、保護管等）
- ⑤ 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- ⑥ 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- ⑦ 蓄電池設備
- ⑧ 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

2 次の（ア）及び（イ）までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

（ア）電圧値の適否及び過負荷等

- ① 電圧、負荷電流測定

（イ）低圧回路の絶縁状態

- ① B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

（4）年次点検の要件

月次点検に係る要件に加え、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件に従って行う。

（ア）1年に1回以上行う。

（イ）次の①から⑤までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

- ① 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
- ② 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。
- ③ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
- ④ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
- ⑤ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

（5）低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時警報動作電流（設定値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）は当該電気工作物の状態を確かめ、受注者に連絡し、受注者は警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うとともに、警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

（6）受注者に委託する保安管理業務のうち、次のア～エのいずれかに該当する電気工作物について

は、発注者は受注者と協議の上、点検の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとし、受注者の監督の下で点検を行い、かつ、その記録が受注者により確認されていること。

- 1 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (ア) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (イ) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (ウ) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器等
- 2 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (ア) 立入に危険を伴う場所
 - (イ) 情報管理、衛生管理及び機密管理のため立入が制限される場所
 - (ウ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- 3 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- 4 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

2. 発注者受注者相互の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- (2) 発注者は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について受注者に協力するものとする。
- (3) 受注者は、保安管理業務を誠実にを行うこと。

3. 連絡責任者等

- (1) 発注者は、連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (2) 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、前項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じて連絡責任者またはその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- (5) 発注者は、需要設備の設備容量が6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

4. 業務の代行及び応援等

- (1) 受注者が病気又は発注者の承認した事由により、保安管理業務を行うことができない場合は、電気事業法施行規則第52条の2の規定に該当する代行者（以下「代行者」という。）を選び、別に

その業務を履行させるものとする。

- (2) 受注者及び代行者は、保安管理業務を行う際に資格を有する証を常に携帯し、発注者の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

5. 発注者受注者相互の通知

- (1) 発注者は、次に掲げる場合は、その具体的な内容を遅延なく受注者に通知するものとする。

- ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合。
- イ 絶縁監視装置等から警報が発した場合
- ウ 電気工作物の設置又は工事を計画する場合及び施工する場合並びに工事が完了した場合
- エ 平常時及び事故その他以上の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
- オ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- カ 権利義務の承継があった場合
- キ 法令に定める所管官庁の立入検査を行ける場合
- ク 電気工作物の工事、維持または運用に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
- ケ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は、変更する場合
- コ 従事者以外の者が高圧電気設備に接近して、作業を行う場合
- サ 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
- シ 電気事業者等との契約電力に変更があった場合

- (2) 受注者は、次に掲げる事項を発注者に通知すること。

- ア 発注者の執務時間内、時間外における受注者への連絡方法
- イ その他必要な事項

6. 事業場内の立入り等

- (1) 受注者は、保安管理業務を行うため発注者の事業場内に立ち入ることができる。この場合、受注者は、発注者が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

- (2) 受注者は身分を証明するものを常に携行し、発注者より身分の確認を求められたときはこれを提示するものとする。

7. 記録等の保存

- (1) 受注者は点検等の終了時にその結果を発注者に報告し、発注者は、受注者が実施した保安管理業務の結果の記録（当該業務を実施した受注者の氏名を含む。）を確認し、発注者の事業場に3年間保存するものとする。ただし、年次点検の記録にあっては、3年を経過した場合であっても次回の点検が行われるまで、保存するものとする。

- (2) 竣工検査の結果の記録を3年間保存するものとする。

8. 備品等の整備

- (1) 発注者は、受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安全管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

9. 損害賠償の免責

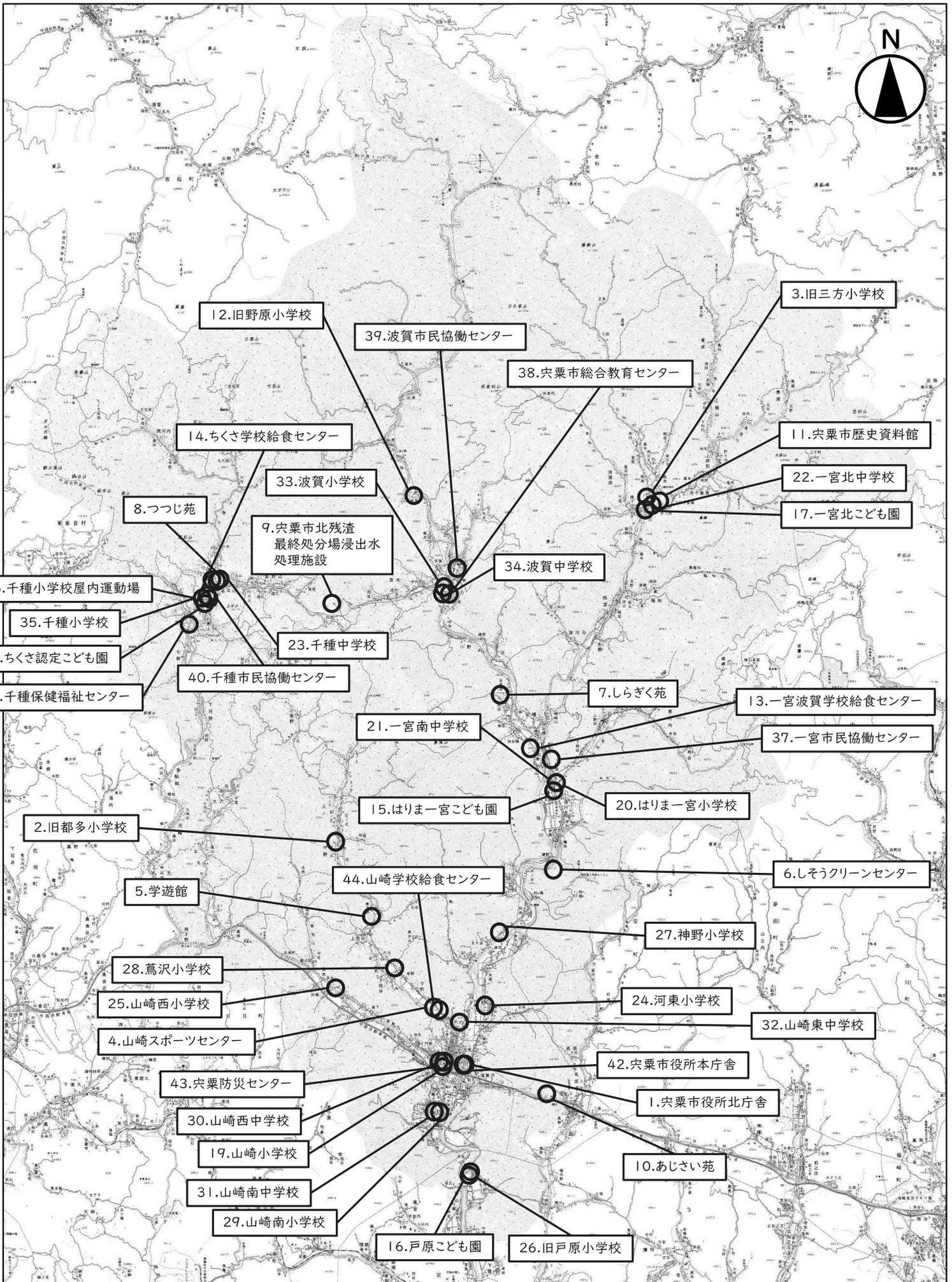
- (1) 受注者は、次のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

- ア 契約に基づき、協議決定した事項又は受注者が指示、助言又は指導した事項について発注者がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- イ 発注者が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合
- ウ その他自然災害等受注者の責めとならない事由により損害を生じた場合

10. 機密の保持

- (1) 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を、他に漏らしてはいけない。

位置図



施設一覧

令和8~10度 対象施設		所在地	受電設備 容量 (kVA)	予備発電機 定格容量 (kVA)	太陽電池 (kW)	点検頻度 (原則)
1	宍粟市役所北庁舎	宍粟市 山崎町今宿5番地15	300	-	10.0	毎月
2	旧都多小学校	宍粟市 山崎町中野1110番地	125	-	-	毎月
3	旧三方小学校	宍粟市 一宮町三方町560番地	100	-	-	隔月
4	山崎スポーツセンター	宍粟市 山崎町下町1番地	150	-	-	毎月
5	学遊館	宍粟市 山崎町東下野18番地	200	-	-	隔月
6	しろうクリーンセンター	宍粟市 一宮町嶋田337番地5	330	-	-	隔月
7	しらぎく苑	宍粟市 一宮町杉田503番地3	250	150	-	毎月
8	つつじ苑	宍粟市 千種町千草793番地6	70	-	-	隔月
9	宍粟市北残渣最終処分 場浸出水処理施設	宍粟市 千種町岩野辺177番地157	70	-	-	隔月
10	あじさい苑	姫路市 安富町安志726番地	130	45	-	毎月
11	宍粟市歴史資料館	宍粟市 一宮町三方町633番地	300	-	-	毎月
12	旧野原小学校	宍粟市 波賀町野尻119番地2	150	-	-	隔月
13	一宮波賀学校給食センター	宍粟市 一宮町閨賀4番地	180	-	-	毎月
14	ちくさ学校給食センター	宍粟市 千種町千草720番地1	600	-	-	毎月
15	はりま一宮こども園	宍粟市 一宮町東市場809番地1	200	-	-	隔月
16	戸原こども園	宍粟市 山崎町宇原1704番地2	200	-	-	毎月
17	一宮北こども園	宍粟市 一宮町三方町287番地1	200	-	-	毎月
18	ちくさ認定こども園 (ちくさ杉の子こども園)	宍粟市 千種町千草1番地1	150	-	-	毎月
19	山崎小学校	宍粟市 山崎町鹿沢82番地	500	-	17.5	毎月
20	はりま一宮小学校	宍粟市 一宮町東市場788番地	550	-	-	隔月
21	一宮南中学校	宍粟市 一宮町東市場834番地	500	-	19.8	隔月
22	一宮北中学校 (一宮北小学校含む)	宍粟市 一宮町三方町274番地	400	-	20.0	毎月
23	千種中学校	宍粟市 千種町河呂60番地5	600	-	-	毎月
24	河東小学校	宍粟市 山崎町神谷377番地	300	-	19.2	隔月

施設一覧

令和8~10度 対象施設		所在地	受電設備 容量 (kVA)	予備発電機 定格容量 (kVA)	太陽電池 (kW)	点検頻度 (原則)
25	山崎西小学校	宍粟市 山崎町青木106番地	145	-	-	隔月
26	旧戸原小学校	宍粟市 山崎町宇原337番地	105	-	-	隔月
27	神野小学校	宍粟市 山崎町田井645番地9	150	-	-	隔月
28	蕎沢小学校	宍粟市 山崎町宇野419番地1	200	-	-	隔月
29	山崎南小学校	宍粟市 山崎町御名20番地2	225	-	-	毎月
30	山崎西中学校	宍粟市 山崎町鹿沢88番地2	200	-	-	毎月
31	山崎南中学校	宍粟市 山崎町金谷40番地	200	-	-	毎月
32	山崎東中学校	宍粟市 山崎町三津371番地	200	-	-	隔月
33	波賀小学校	宍粟市 波賀町安賀748番地2	225	-	-	毎月
34	波賀中学校	宍粟市 波賀町安賀244番地	150	-	-	隔月
35	千種小学校	宍粟市 千種町千草29番地	135	-	-	毎月
36	千種小学校屋内運動場	宍粟市 千種町千草29番地	180	-	-	毎月
37	一宮市民協働センター	宍粟市 一宮町安積1347番地3	400	48 20	16.5	隔月
38	宍粟市総合教育センター	宍粟市 波賀町安賀232番地1	300	24	-	隔月
39	波賀市民協働センター	宍粟市 波賀町上野257番地	430	150	9.0	隔月
40	千種市民協働センター	宍粟市 千種町千草168番地	300	60	-	毎月
41	千種保健福祉センター	宍粟市 千種町室1060番地1	1,075	60	-	毎月
42	宍粟市役所本庁舎	宍粟市 山崎町中広瀬133番地6	1,100	250	50.0	毎月
43	宍粟防災センター	宍粟市 山崎町鹿沢65番地3	675	350	-	毎月
44	山崎学校給食センター	宍粟市 山崎町下町1番地	230	-	-	毎月